



2019年3月25日

各 位

上場会社名	株 式 会 社 新 川
代 表 者	代表取締役社長執行役員 長野 高志 (コード番号 6274 東証第一部)
問合せ先責任者	取締役専務執行役員 経営管理本部長 森 琢也 (電話番号 03-5937-6404)

商号変更、監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更、代表取締役の異動、当社及び新会社の役員体制並びに定款の一部変更に関するお知らせ

2019年2月12日付「ヤマハ発動機株式会社、株式会社新川及びアピックヤマダ株式会社による事業統合（株式会社新川によるアピックヤマダ株式会社の完全子会社化、ヤマハ発動機株式会社による株式会社新川の子会社化及び株式会社新川の会社分割による共同持株会社体制への移行）に関するお知らせ」（以下「2019年2月12日付プレスリリース」といいます。）にて公表しましたとおり、当社、ヤマハ発動機株式会社（以下「ヤマハ発動機」といいます。）及びアピックヤマダ株式会社（以下「アピックヤマダ」といいます。）の三社は、同日開催の取締役会において、三社間の事業統合（以下「本事業統合」といいます。）を行うことをそれぞれ決議し、三社間で統合契約書を締結しております。

本事業統合に伴い、当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり商号変更、監査等委員会設置会社への移行、決算期の変更、代表取締役の異動、当社及び当社の完全子会社となる新会社（新設分割設立会社、以下「新会社」といいます。）の役員体制並びに定款の一部変更について、2019年4月26日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本事業統合の詳細につきましては、2019年2月12日付プレスリリース及び本日付で開示しております「（開示事項の経過）アピックヤマダ株式会社との共同持株会社体制への移行に伴う会社分割に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 商号変更について

(1) 変更の理由

当社は、本事業統合に伴い、ヤマハ発動機の連結子会社となるとともに、新設分割により、共同持株会社として必要な機能を除く事業を当社の完全子会社である新会社に承継させ、新会社とアピックヤマダの共同持株会社に移行することを予定しております。そこで、当社の共同持株会社としての役割、機能を明確にするため、商号変更をいたします。

(2) 新商号

ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社
(英文表記: Yamaha Motor Robotics Holdings Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

2019年7月1日(予定)

2019年4月26日開催予定の当社臨時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただくとともに、当社とヤマハ発動機及びアピックヤマダの三社間で締結した統合契約書に基づき、新設分割の効力が生じることを条件としています。

本事業統合に伴う商号変更日が7月1日よりも後の時点となる場合には、速やかにお知らせいたします。

2. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

本事業統合に伴い、当社は新会社とアピックヤマダとの共同持株会社に移行することを予定しております。これに先立ち、取締役会の監督機能の更なる向上、意思決定の迅速化と機動性の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

2019年4月26日開催予定の当社臨時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただくとともに、①本事業統合に伴う第三者割当てに係るヤマハ発動機による払込みが実行されていること及び②2019年6月27日開催予定の当社2019年3月期定時株主総会が終結していることを条件として、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定です(ただし、①の実行時期が6月27日よりも後の時点となる場合には、当該日付で移行いたします。)

3. 決算期の変更について

(1) 変更の理由

本事業統合に伴い、当社はヤマハ発動機の連結子会社となる予定です。当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日としておりますが、親会社となるヤマハ発動機の決算期と統一することにより、経営計画の策定や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図ることを目的とし、これを毎年1月1日から12月31日に変更するものです。

(2) 決算期変更の内容

現	在	毎年3月31日
変	更	毎年12月31日
後		

(注) 決算期変更の経過期間となる第62期は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月決算となる予定です。

(3) 変更の時期

2019年4月26日開催予定の当社臨時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただくとともに、①本事業統合に伴う第三者割当てに係るヤマハ発動機による払込みが実行されていること及び②2019年6月27日開催予定の当社2019年3月期定時株主総会が終結していることを条件として、同日付で決算期を変更する予定です(ただし、①の実行時期が6月27日よりも後の時点となる場合には、当該日付で変更いたします。)

4. 代表取締役の異動について

(1) 異動の理由

本事業統合に伴い、当社はヤマハ発動機の連結子会社となるとともに、新会社とアピックヤマダの共同持株会社に移行することを予定しております。

共同持株会社における経営体制の強化および企業価値の向上を図るため、代表取締役の異動を行うものです。

(2) 新旧代表取締役の氏名及び役職名

(新任) 氏 名：加藤 敏純 (かとう としずみ)

新・役職名：代表取締役会長

氏 名：石岡 修 (いしおか おさむ)

新・役職名：代表取締役社長

(退任) 氏 名：長野 高志 (ながの たかし)

旧・役職名：代表取締役社長執行役員

※退任する長野高志は、新たに新会社の代表取締役会長に就任する予定です。

(3) 新任代表取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社株式数
加藤 敏純 (1958年3月24日生)	1986年6月 ヤマハ発動機株式会社入社 2003年4月 同社 IMカンパニーバイスプレジデント 2005年1月 Yamaha Motor Australia Pty Limited 取締役社長 2007年3月 ヤマハ発動機株式会社 IMカンパニープレジデント 2008年3月 同社 執行役員 2010年1月 同社 MC事業本部営業統括部長 2011年1月 Yamaha Motor Corporation, U.S.A 取締役社長 2012年3月 ヤマハ発動機株式会社 上席執行役員 2014年3月 同社 取締役上席執行役員 2016年1月 同社 ビークル&ソリューション事業本部長 2016年3月 同社 取締役常務執行役員 (現任)	一株
石岡 修 (1959年3月12日生)	1982年3月 ヤマハ車体工業株式会社入社 2007年1月 ヤマハ発動機株式会社 IMカンパニー事業推進部長 2011年1月 同社 事業開発本部 IM事業部事業企画部長 2013年1月 同社 事業開発本部 UMS事業部事業推進部長 2016年3月 ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社 代表取締役社長 2019年3月 同社 社長付参与 (現任)	一株

(4) 就任予定日

2019年4月26日開催予定の当社臨時株主総会における取締役の選任をご承認いただくとともに、①本事業統合に伴う第三者割当てに係るヤマハ発動機による払込みが実行されていること及び②2019年6月27日開催予定の当社2019年3月期定時株主総会が終結していることを条件として、2019年6月27日付で就任する予定です (ただし、①の実行時期が6月27日より後の時点となる場合には、当該日付での就任となります。)

5. 当社の役員体制について

(1) 役員異動の理由

本事業統合に伴い、当社は新設分割により、共同持株会社として必要な機能を除く事業を当社の完全子会社である新会社に継承させ、新会社とアピックヤマダの共同持株会社に移行することを予定しております。

事業統合によるシナジー効果の最大化及び新グループにおける緊密な連携を実現させることを目的に以下のとおりの役員体制といたしました。

(2) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者（2019年6月27日付予定）

新役職	氏名	現役職
代表取締役会長	加藤 敏純	ヤマハ発動機株式会社 取締役常務執行役員
代表取締役社長	石岡 修	ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社 社長付参与
取締役	太田 裕之	ヤマハ発動機株式会社 執行役員ソリューション事業本部長
取締役	森 琢也	株式会社新川 取締役専務執行役員
取締役	押森 広仁	アピックヤマダ株式会社 代表取締役社長
取締役（社外）	川上 雄一	株式会社新川 取締役（社外）

（注）現役職は2019年3月25日時点を基準として記載しております。

(3) 当社の監査等委員である取締役候補者（2019年6月27日付予定）

新役職	氏名	現役職
取締役（社外）	伊藤 宏	ヤマハ発動機株式会社 監査役
取締役（社外）	吉野 正己	株式会社新川 監査役（社外）
取締役（社外）	三矢 麻理子	株式会社新川 監査役（社外）

（注）現役職は2019年3月25日時点を基準として記載しております。

(4) 変更の時期

2019年4月26日開催予定の当社臨時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただくとともに、①本事業統合に伴う第三者割当てに係るヤマハ発動機による払込みが実行されていること及び②2019年6月27日開催予定の当社2019年3月期定時株主総会が終結していることを条件として、同日付で役員体制を変更する予定です（ただし、①の実行時期が6月27日より後の時点となる場合には、当該日付で役員体制を変更いたします。）。

なお、当社における取締役候補者につきましては、上記の各条件に加え、2019年4月26日開催予定の当社臨時株主総会における取締役の選任をご承認いただくことも条件として取締役に就任する予定です。

6. 定款の一部変更（その1）について

（1） 変更の理由

本事業統合に伴い、当社の現行定款について、以下「（2）定款変更の内容」のとおり変更を行う予定です。

本定款変更は、当社とヤマハ発動機及びアピックヤマダの三社間で締結した統合契約書に基づき、本事業統合に伴う第三者割当てに係るヤマハ発動機による払込みが実行されていること及び2019年6月27日開催予定の当社2019年3月期定時株主総会が終結していることを条件として、上記2. のとおり監査等委員会設置会社に移行すること及び上記3. のとおり決算期を変更すること等に係る定款の一部変更であります。

（2） 定款変更の内容

変更の内容は、別紙1のとおりです。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（3） 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2019年4月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2019年6月27日（予定）

（注）本事業統合に伴う第三者割当てに係るヤマハ発動機による払込みの実行時期が6月27日よりも後の時点となる場合には、当該日が効力発生日となります。

7. 定款の一部変更（その2）について

（1） 変更の理由

本事業統合に伴い、当社の現行定款について、以下「（2）定款変更の内容」のとおり変更を行う予定です。

本定款変更は、当社とヤマハ発動機及びアピックヤマダの三社間で締結した統合契約書に基づき、新設分割の効力が生じることを条件として、上記1. のとおりその商号を変更すること及び事業目的を変更することに係る定款の一部変更であります。

（2） 定款変更の内容

変更の内容は、別紙2のとおりです。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（3） 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2019年4月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2019年7月1日（予定）

（注）本事業統合に伴う新会社の設立日が7月1日よりも後の時点となる場合には、当該設立日が効力発生日となります。

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。)

現行定款	変更案
<p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第13条（基準日） 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第20条（定員） 当社の取締役は<u>7名以内</u>とする。 ＜新設＞</p> <p>第21条（選任） 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第22条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> ＜新設＞</p>	<p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> ＜削除＞ <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第13条（基準日） 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第20条（定員） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>15名以内</u>とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>第21条（選任） 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第22条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>第23条（役付取締役および代表取締役） 取締役会の決議により、取締役社長1名を<u>置く</u>。</p> <p>2. 業務の遂行のため必要があるときは、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>置く</u>ことができる。</p> <p>3. 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>第24条（報酬等） 取締役の<u>報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める</u>。</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない</u>。</p> <p><新設></p> <p>第27条（社外取締役等との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等を除く</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第23条（役付取締役および代表取締役） 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定める</u>。</p> <p>2. 業務の遂行のため必要があるときは、<u>取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定める</u>ことができる。</p> <p>3. 代表取締役は、取締役会の決議をもって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。</p> <p>第24条（報酬等） 取締役の<u>報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、<u>取締役（議決に加わることができる者に限る。）</u>の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>第27条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる</u>。</p> <p>第28条（社外取締役等との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>第28条 (定員)</u> <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>第29条 (選任)</u> <u>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>2. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>3. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第1項の規定を準用する。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>第30条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>3. 前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>第31条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>第32条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>第33条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会の招集、議長、決議の方法および議事録については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>2. 監査役会に関するその他の事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会規則による。</u></p>	<p align="center"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>第34条（監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>第29条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p> <p><u>第30条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第31条（会計監査人の選任）</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>第32条（会計監査人の任期）</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p><u>第33条（会計監査人の報酬）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計算</u></p> <p><u>第35条（事業年度）</u> <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第36条（期末配当金）</u> <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p><u>第34条（事業年度）</u> <u>当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</u></p> <p><u>第35条（期末配当金）</u> <u>当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第37条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第38条（配当金の除斥期間） 期末配当金および中間配当金は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第36条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第37条（配当金の除斥期間） 期末配当金および中間配当金は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>第34条の規定にかかわらず、第62期事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間とする。なお、本条は2019年12月31日の経過により削除する。</u></p> <p>第2条 <u>2019年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第34条の定めるところによる。同定時株主総会において再任された監査役の、同定時株主総会終結の日から本定款変更の効力発生日までの間の監査役の責任の免除および監査役と新たに締結した責任限定契約についても同様とする。</u></p>

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条（商号） 当社は、株式会社新川と称し、英文では <u>SHINKAWA LTD.</u> と表示する。</p>	<p>第1条（商号） 当社は、<u>ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社</u>と称し、英文では <u>Yamaha Motor Robotics Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。</p>
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ＜新設＞</p>	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>(1) <u>半導体およびその他の電子部品を応用した電子機器の製造、販売</u></p>	<p>1. <u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うこと</u></p>
<p>(2) <u>半導体およびその他の電子部品を応用した精密機器の製造、販売</u></p>	<p>(1) <u>産業用ロボット、生産ラインシステム、その部品および付属品の製造ならびに販売</u></p>
<p>(3) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>(2) <u>電気機械器具、電気通信機械器具および電子応用機械器具類、その部品および付属品の製造ならびに販売</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(3) <u>輸送機械器具、精密・光学機械器具、その部品および付属品の製造ならびに販売</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(4) <u>ソフトウェアおよび関連システムの作成ならびに販売</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(5) <u>前各号の製品に関連する修理および保守管理</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(6) <u>情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスに関する事業</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(7) <u>総合リース業・レンタル業</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(8) <u>前各号に掲げた事業のコンサルティング、エンジニアリング、技術・ノウハウの開発、提供、販売</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(9) <u>前各号に付帯または関連する事業</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>2. <u>前項各号に関する研究、開発、調査の受託</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>3. <u>知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡</u></p>
<p>＜新設＞</p>	<p>4. <u>当社は、第1項各号及び前各号に付帯または関連する一切の業務を行うことができる。</u></p>